

開会中の常任委員会 審査報告

総務文教常任委員会

●12月19日

委員長 今村 定一

議案第67号

湯沢町空き家等の適正管理に関する条例の制定について………(賛成全員) 可決

空き家等の適正な管理に必要な事項を定め、空き家等が管理不全状態となることの防止を図り、

町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的に制定されるもの。

問 芝原の途中にある朽ち果てた建物は該当するの
か。

答 持ち主も特定できていませんが、この条例の適用範囲外と考えている。「人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼす状態」とは言えないため。
問 建物からトタン等が

国道に飛んでくる状態であり、景観的にも何らかの処置をするべきと考える。

答 承知している。国土交通省にも働きをかけて対応を考えている。これまで以上に対応していく。

問 「管理不全な状態」といわれる物件は何戸くらい把握しているか。

答 7件くらいと認識している。

問 第5条に自治組織との協議とあるのは町内会の意味か。

答 危険な状態になる前の状況を知らせてほしい

ということ。

問 樹木や電柱等も対象になるか。

答 危害を及ぼすような場合は対象として扱われる。

問 議会に相談することなく、パブリックコメントの実施後に、委員会に報告するのは議会軽視と言わざるをえない。

答 議会軽視をしているとは思っていない。認識

議案第68号

湯沢町学齢児童生徒の就学援助条例の一部を改正する条例の制定について………(賛成全員) 可決

湯沢学園開校に向けての遠距離通学の範囲の改正。

- ・小学校現行4^キ以上からを2.5^キ以上に。
- ・中学校現行5^キからを4^キ以上に。
- ・冬期間積雪等のため通学困難な児童・生徒の

保護者
・特別の事情があると認められる児童・生徒の保護者
問 湯元町内は4^キ以上か。
答 湯元は範囲に入る。他は松川・滝の又・堀切等が該当。

の相違から疑念を持たれたことはお詫びをする。

問 条例の目的として、美しい雪国の風景は湯沢の財産である。その風景を損なうものは取り除く必要があると考える。

答 景観も含め湯沢の特色が生かされていないことについては、要望と受け止める。不備があればその都度変更していく。

議案第69号

湯沢町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について………(賛成全員) 可決

町の奨学金を受けられる場合は他の奨学金を借りることができなかった。これを受けられるようにした改正。

- ・高等学校・専修学校(高校) または同等の養成所在学者：現行月

額2万円以内を4万円以内とする。

- ・大学院・大学・短期大学・専修学校(大学)・工業高等専門学校在学者：現行月額5万円以内を10万円以内とする。

請願第4号

免税軽油制度の継続を求める請願………(賛成全員) 可決

●請願者

北陸信越索道協会上越地区部会 部会長

峠 重幸

スキー産業は冬季観光の重要な役割を果たしてきており、免税軽油制度も平成27年3月末で終了する状況であるので、スキー場の経営維持のために免税軽油制度の継続を求めるもの。

ゲレンデ圧雪車

